

令和2年（2020年）3月24日

各地区スポーツクラブ21会長 様
西宮市スポーツ推進委員 様
各地区スポーツクラブ21関係者 様

西宮市 スポーツ推進課
西宮市教育委員会 学校管理課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う学校体育施設開放事業と スポーツクラブ21の活動について（春休み以降）

平素より、市のスポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スポーツクラブ21の活動について、大変ご苦勞されていることと存じますが、3月26日以降の活動については、文部科学省や市教委の通知等を参考とした上で、下記のとおりとしましたので、活動の目安として参考にしてください。

なお、関係各位におかれましては、クラブ内での周知徹底をお願いするとともに、各種状況を注視し、細心の注意を払って活動をしていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 期間 令和2年3月26日（木）から当分の間

2 活動の目安（参考）

各会長・指導者等におかれましては、以下の事項を厳守し、活動を実施すること。

- (1) 参加者の健康維持のため、長時間の活動とならないよう配慮すること
- (2) 活動への参加を強制しないこと。特に、高齢者や基礎疾患のある方に対して配慮すること
- (3) 参加者の健康管理に努めるとともに、体調が少しでも優れない方の参加は認めないこと
- (4) 利用前後のせっけんなどによる手洗い・消毒、及びうがいの徹底を図ること
- (5) 咳エチケットの励行を図ること
- (6) 一度に大人数が密集することがないように配慮すること。なお、屋内・屋外にかかわらず、観客等参加者以外の方（保護者を含む）の入場は、原則として認めないこと
- (7) 飛沫感染予防のため、近距離での会話や発声がないように配慮すること
- (8) 不特定多数が触れる器具・用具類やドアノブ・手すり等施設の設備の洗浄・清掃を行うこと
- (9) 体育館等屋内での活動を行う際は、扉や窓を広く開け、こまめに換気を行うこと

3 部費について

活動自粛期間中の部費に関する取扱いについて、会員の方からスポーツ推進課宛にご意見をいただいております。活動自粛期間中の部費を徴収される際は、その使途・内訳や徴収する理由等を会員の方に示すよう、各部長へ周知・徹底をお願い申し上げます。

4 その他

今後の社会情勢の変動により、上記の内容を変更する場合があります。
その場合は、改めて連絡いたしますのでご注意ください。

以 上

【お問い合わせ先】

スポーツ推進課

TEL : 0798-35-3567

Email : k_shatai@nishi.or.jp